

◆「小郡市こどもの権利条例（仮称）」の必要性について

- 「こどもまんなか社会」の基本的な考え方は「子どもの権利条約」にあり、「こどもも一人の人間として人権を有しており、権利の主体である」という考え方に基づき「こども基本法」が策定されました。
- この「子どもの権利条約」では4つの原則として、①生命・生存及び発達に対する権利、②こどもの最善の利益、③こどもの意見の尊重、④差別の禁止、が定められています。
- しかし、この「こどもの権利」が守られない状態として、増加するこどもの自殺、児童虐待やネグレクト、いじめや不登校、引きこもり、ヤングケアラーや生活困窮状態などがあり、こども・若者の置かれている状況は依然厳しい状態にあると認識しています。
- 「こども基本法」の制定により、こども施策の考え方は、これまでの子育て支援、保護者・家庭支援の考え方から、「こどもを社会のまんなかに据え、こどもの権利を尊重し、こどもの最善の利益を実現する」という考え方へ大きく転換しており、全てのこどもの権利が保障され、健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会＝「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。
- このことを踏まえ、小郡市においても、この「こどもの権利」に対する認識や考え方を、家庭や学校、地域とが一体になって市全体に広げていくことが重要であり、そのためには、小郡市のこども施策の基本的な理念や方向性となる「小郡市こどもの権利条例（仮称）」の制定が必要だと考えています。

※(R7.4 月現在) 子ども権利条例制定済みは全国 81 自治体

※福岡県 8 自治体(筑紫野市、糸島市、宗像市、田川市、那珂川市、筑前町、志免町、川崎町)

◆ 条例の骨子（案）について

1. 前文（条例の宣言にあたる部分）

小郡市としてのこどもの権利に関する現状認識と今後の施策推進に向けた考え方を示したもの

2. 総則

目的、定義、基本理念など

3. こどもの権利の保障

こどもの権利保障、守られるべき 4 つの権利など

4. 市の責務と大人の役割

市の責務、保護者、関係者、市民等の役割など

5. こどもの権利保障のための施策

こども計画の検証、こどもへの支援策、相談体制の整備、こどもの居場所づくり、こどもの意見表明、こどもの権利に関する周知・啓発など

6. こどもの権利の救済措置

虐待や体罰の禁止、権利侵害からの救済など